

豊田 P C B 廃棄物処理施設

作業環境測定業務 令和 7 年度

(配 布 資 料)

1. 「発注説明書」	7 頁
2. 「委託契約書（案）」	1 1 頁
3. 「業務特記仕様書・業務共通仕様書」	2 2 頁
4. 「現場説明書」	2 頁
5. 「入札（見積）者に対する指示書」	1 9 頁
6. 「競争参加資格確認申請書」	1 枚

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田 PCB 処理事業所

発注説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の「豊田 PCB 廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和 7 年度」に係る入札公告(業務)に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 6 月 5 日

2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所 所長 石垣 喜代志

3 業務概要

- (1) 業務名 豊田 PCB 廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和 7 年度
- (2) 業務場所 愛知県豊田市細谷町 3 丁目 1 番地 1
- (3) 業務内容 作業環境に係る事前調査、計画、サンプリング、分析・解析、評価及び報告を行う。

作業環境測定項目

- ・塩素化ビフェニル（別名 P C B）
- ・塩素数別 P C B（ガス状、粒子状を分別して測定）
- ・ダイオキシン類（ガス状、粒子状を分別して測定）
- ・有機溶剤（アセトン、ノルマルヘキサン）

詳細は別紙特記仕様書による。

- (4) 業務期間 令和 7 年 8 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 本業務は、競争参加希望者に競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格申請書」という。 ）の提出を求め、競争参加資格が確認された者による入札により契約する業務である。

4 競争参加資格

競争参加資格申請書の提出期限(令和 7 年 6 月 27 日)において、次に掲げる条件を全て満たしている者(以下「有資格者」という。)であること。

(1) 有資格者の条件

- ① 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続申立がなされている者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- ⑦ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- ⑧ 令和 7・8・9 年度に有効な全省庁統一資格「役務の提供等(調査・研究)」を有する者

⑨ 仕様書等に指示された要件等をすべて満たすことができること。

(2) その他

① JESCO が発注した業務等の契約において、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者については、その事実があった後2年間を経過しない場合には、競争参加資格を認めないことがある。

(イ) 契約の履行に当たり故意に業務若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(ロ) 公平な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ヘ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

②①に該当する者を入札代理人として使用する者については競争参加資格を認めないことがある。

5 担当部課

〒471-0853 愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田 PCB 処理事業所 総務課(担当：川田)

TEL 0565-25-3110 FAX 0565-24-0543

E メール kawada@jesconet.co.jp

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 競争参加資格申請書作成説明会 無

(3) 競争参加資格申請書の提出

① 提出期間：令和7年6月5日(木)午前10時から

令和7年6月27日(金)午後4時まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く

(午後0時から午後1時は除く。以下同じ。)

② 提出場所：5に同じ。

③ 提出方法：競争参加資格申請書の提出は、提出場所へ持参又は送付することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。(送付の場合は書留郵便又は信書扱いの宅配便とし、提出期間末日の午後4時必着とする。)

④ 提出部数：2部(正1部、副1部)とし、それぞれ脱落の無いように簡易製本とする。

(4) 競争参加資格申請書の内容

競争参加資格申請書は、様式1により作成すること。

(5) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

① 全省庁統一資格の令和7・8・9年度競争参加資格認定通知書の写し(当該資格を申請

- 中の者は申請書の写し。但し入札時には認定通知書の写しを提出すること。)及び競争参加資格申請書に記載されている資料を提出すること。
- (6) 競争参加資格の確認は、競争参加資格申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月3日(木)までに通知する予定である。
- (7) その他
- ① 競争参加資格申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された競争参加資格申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された競争参加資格申請書は返却しない。
 - ④ 提出期限以降における競争参加資格申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。
 - ⑤ 競争参加資格申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和7年7月4日(金) 午後4時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年7月10日(木)までに書面により回答するものとする。

8 発注説明書に対する質問及び回答

- (1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(入札(見積)者に対する指示書 質問・回答書)により提出すること。
- ① 提出期間：
[競争参加資格に関するもの]
令和7年6月5日(木)から令和7年6月12日(木)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
[発注内容に関するもの]
令和7年7月10日(木)から令和7年7月17日(木)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参し、又は送付(FAX 及び Web メールでの添付でも可。但し後日正本を提出。)することにより提出するものとする。(送付による場合も、末日の午後4時必着とし、JESCOに着信を確認すること。)
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間：
[競争参加資格に関するもの] (質問者には FAX 若しくは Web メールにて通知する。)
令和7年6月16日(月)から令和7年6月19日(木)まで(午前10時から午後4時まで)
[発注内容に関するもの] (競争参加資格者にはFAX若しくはWebメールにて通知する。)
令和7年7月23日(水)から令和7年7月25日(金)まで(午前10時から午後4時

まで)

② 閲覧場所：5に同じ。

(3) 参加資格のあることが確認された者のうちの希望者に現場案内を行う。

① 案内箇所：豊田 PCB 処理事業所

② 案内日時：令和7年7月10日(木)から令和7年7月11日(金) 1時間程度
(日時等は JESCO から指定する)

9 入札（開札）の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年8月1日(金) 午前10時30分

(2) 場所 5に同じ。(プレゼンテーションルーム)

10 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。入札及び再度入札で落札されないときは、随意契約の交渉を行う。

11 入札保証金 免除

12 契約保証金 免除

13 入札金額内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求める。

(2) 入札金額内訳書の様式は自由であるが、記載内容は数量総括表に掲げる業務区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したものに、商号又は名称並びに住所及び業務名を記載するとともに押印すること。

(3) 入札の際に入札金額内訳書が未提出であるとき又は提出された入札金額内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札金額内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある。

(4) 入札金額内訳書を必要に応じ公正取引委員会等に提出することがある。

14 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに別冊「現場説明書」及び別冊「入札(見積)者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) (1)において、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき、若しくは正当な理由なく協議に応じない等落札者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札契約手続を行う。
 - (3) 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第85条の調査(低入札価格調査)を行うものとする。
 - (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 1 7 契約金額内訳明細書の提出
落札者は、入札後速やか(概ね2週間以内)に落札価格に対応する契約金額内訳書を提出すること。
- 1 8 手続における交渉の有無 無
- 1 9 契約書作成の要否等
別冊委託契約書(案)により、契約書を作成するものとする。
- 2 0 支払条件 完了払とする。
- 2 1 火災保険等の付保の要否 必要に応じて。
- 2 2 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- 2 3 再苦情申立て
JESCOの契約職からの競争参加資格が無いと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8(2)の回答を受けた日から起算して7日以内に書面により、契約職に対して再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情の申立については、入札監視委員会が審議を行う。
- 2 4 関連情報を入手するための照会窓口 5に同じ。
- 2 5 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 入札参加者は、別冊「入札(見積)者に対する指示書」及び別冊「委託契約書(案)」を熟読し、遵守すること。
 - (3) 競争参加資格申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - (4) 契約締結後の技術提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める業務目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更に付

いて、発注者に提案することができる。提案が適正に認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金の変更を行うものとする。

(5) 国庫補助金に係る提出資料

本業務に係る施設整備に関する国庫補助金等の官公署提出資料等の作成提出を要求することがある。この場合は提出すること。

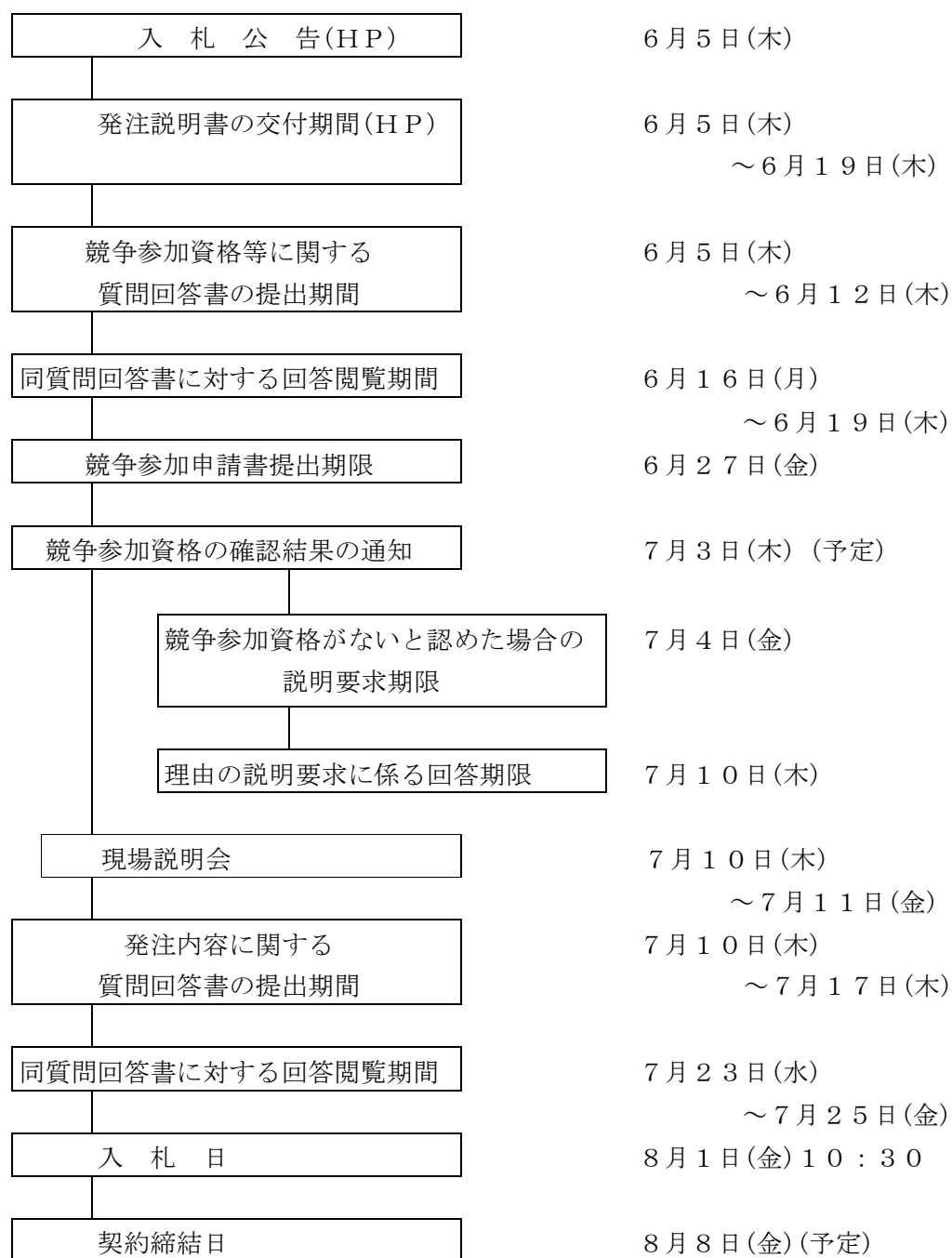
(6) 本業務期間は操業中である。また、別途発注する各種改修業務等の施工も予定している。

(7) 別添様式等

- ① 委託契約書(案)
- ② 業務特記仕様書・業務共通仕様書
- ③ 現場説明書
- ④ 入札(見積)者に対する指示書
- ⑤ 競争参加資格確認申請書

別紙 「発注手続日程」

豊田 PCB 廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和 7 年度



※期間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前 10 時～12 時及び午後 1 時～4 時

委 託 契 約 書 （案）

- 1 業 務 名 豊田 PCB 廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和 7 年度
- 2 業 務 期 間 自 令和 7 年 8 月 8 日
至 令和 8 年 3 月 31 日
- 3 業務委託料 金●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金●円)
- 4 支 払 方 法 完了払

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年○月○日

委託者 住 所 愛知県豊田市細谷町三丁目 1 番地 1
氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 P C B 処理事業所
所 長 石垣 喜代志 印

受託者 住 所
氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書及び仕様書に記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、業務を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第35条の規定に基づき、委託者と受託者で協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権等の譲渡等)

- 第4条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない

場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又第1条第5項の規程にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であってあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務管理者）

第7条 受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

2 業務管理者は、この契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる。

3 委託者は、業務管理者又は第5条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の遂行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

（調査社員）

第8条 委託者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

2 調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査社員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示

二 この契約書および仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあ

っては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務計画書の提出)

第9条 受託者は、この契約締結後、14日以内に仕様書に基づき、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(条件変更等)

第10条 受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

一 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三 仕様書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受託者は委託者の行う調査に立ち会わなければならない。

(仕様書の変更)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な業務期間の設定)

第13条 委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による業務期間の延長)

第14条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による

場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による業務期間の短縮等)

第15条 委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第16条 業務期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わなかったときは、委託者が定め、受託者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第17条 業務委託料の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者で協議して定める。

(一般的損害の負担)

第18条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害(次条に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第20条 委託者は、第11条、第12条、第14条、第15条及び第18条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第21条 受託者は、業務を終了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた社員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、業務が前2項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第22条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第23条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第24条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第25条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 業務管理者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第26条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第28条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第29条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第11条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第12条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、一時中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその一時中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第31条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第32条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- （受託者の損害賠償請求等）
- 第33条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第22条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- （契約不適合責任期間等）
- 第34条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第21条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せ

ず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第35条 この契約の各条項において委託者と受託者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、委託者受託者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者で協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第36条 本契約に関し、受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

一 本契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に

対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受託者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第37条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

豊田 P C B 廃棄物処理施設
作業環境測定業務 令和 7 年度
特記仕様書

令和 7 年 5 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 P C B 処理事業所

1. 業務概要

1-1 業務名

豊田PCB廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和7年度

1-2 業務目的

豊田PCB廃棄物処理施設における作業環境測定を実施する。

1-3 業務範囲

作業環境測定

1-4 業務期間

令和7年8月8日～令和8年3月31日

1-5 適用事項

(1) 本業務にあたり以下の仕様書等を適用する。なお、番号は適用優先順位とする。

- ① 請負契約書
- ② 質問回答書
- ③ 特記仕様書

(2) 本業務の遂行に伴い、仕様書等に示した内容を変更する場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）と業務受注者で協議するものとする。

(3) 本仕様書に関する疑義については、原則として監督員の指示による。

2. 業務内容

(1) 業務対象場所 愛知県豊田市細谷町3丁目1-1他

(2) 業務内容

作業環境に係る事前調査、計画、サンプリング、分析・解析、評価及び報告

3. 特記事項

(1) 準拠する法律

当該調査を実施するにあたり準拠する法令は、以下のとおりである。

- ア 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- イ 作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号）
- ウ 作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）
- エ 作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）
- オ 作業環境測定士規定（昭和51年2月28日労働省告示第16号）
- カ 厚生労働省労働基準局長通達（平成13年4月25日基発第401号の2）

(2) 打合せ

サンプリング方法、分析方法の詳細な計画書を事前に作成し、監督員の承諾を得ること。
なお、計画内容については、事前にJESCOと協議すること。

また、主任技術者等は、必要に応じて監督員と打合せを行うこととする。

(3) 登録機関等

- ア 測定機関は、全省庁登録機関及び愛知県作業環境測定機関であること。
- イ 測定機関は、MLAP認定特定計量証明事業者（ダイオキシン類）であること。

(4) 資格等

- 専門技術者の資格及び経験は次表のとおりとする。

解析等調査	① 第1種作業環境測定士の資格取得後13年以上の解析等調査の実務経験を有する技術者 ② 工学系大学（化学分野に限る）卒業後13年以上の解析等調査の実務経験を有する技術者 ③ ②と同等以上の能力と経験を有する技術者
一般調査	作業環境測定士の資格を有する技術者、又は工学系大学（化学分野に限る）卒業後5年以上の実務経験を有する技術者

- 管理区域レベル3（高濃度PCB及びダイオキシン類エリア）の作業環境測定の業務実績があり、作業環境測定に精通していること。

(5) その他の特記事項

- 関係自治体、関係官公署及び地元住民等との協議がある場合には協力すること。
- 緊急時作業環境測定として当該業務を追加で実施した場合は、委託者と協議の上、別途実費（サンプリング費、人件費、分析費、解析費等）を清算するものとする。

4. 作業環境測定業務

ア 作業環境測定項目

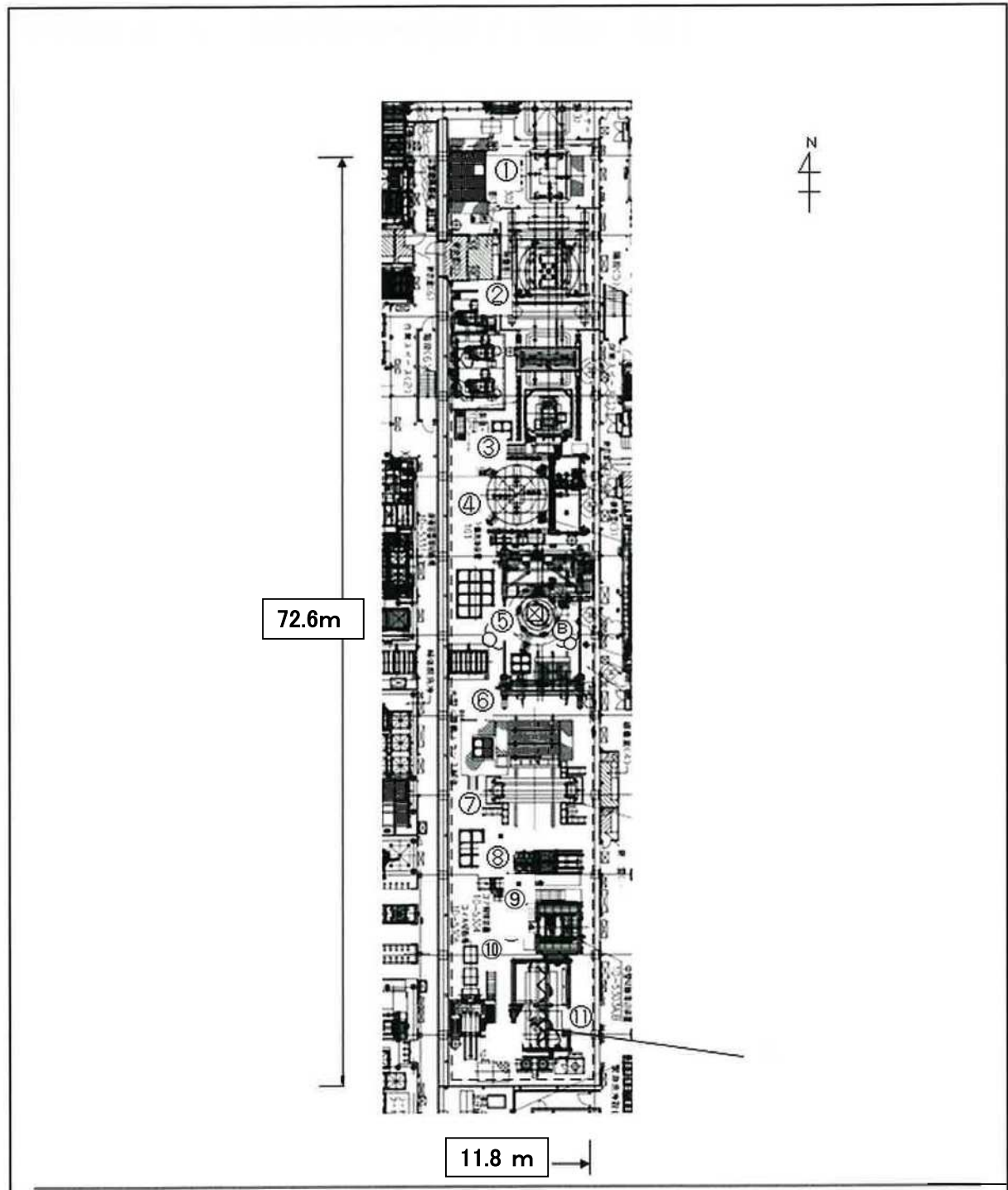
- 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 塩素数別PCB（ガス状、粒子状を分別して測定）
- ダイオキシン類（ガス状、粒子状を分別して測定）
- 有機溶剤（アセトン、ノルマルヘキサン）

イ 測定場所と検体数（その1）

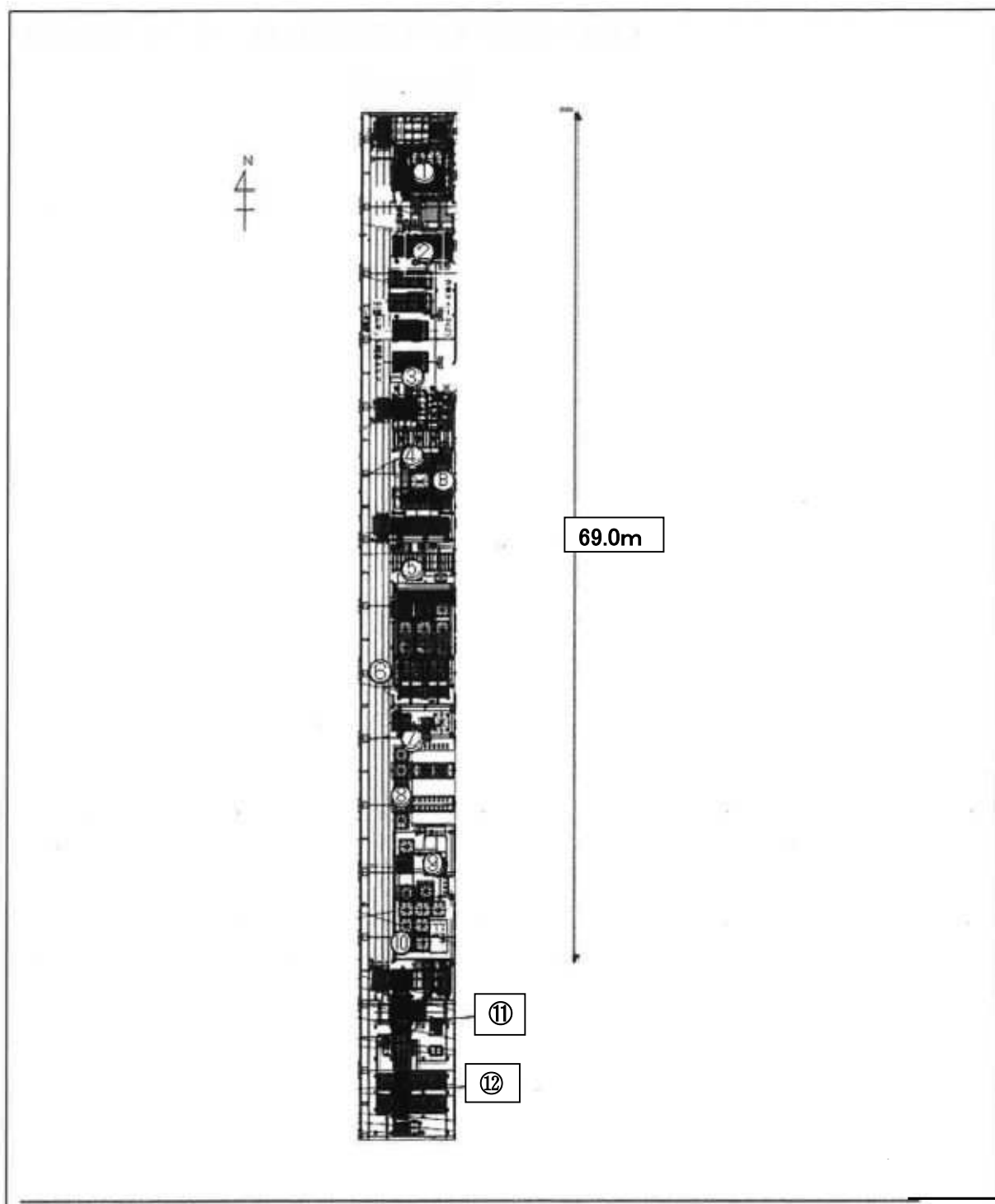
		実施回数	大型/車載 トランス 解体エリ ア(遮蔽フ ード内)	小型トラ ンス解体 エリア(遮 蔽フード 内)	コンデンサ解 体エリア(遮 蔽フード内)		受入 抜油室	分析室(1) (A測定、B測定) 分析室(4) (B測定)
フロア			1 F	1 F	1 F	4 F	2 F	6 F
管理区域レベル			レベル3	レベル3	レベル3		レベル3	一般
エリア内作業内容			解体作業	解体作業	解体作業		受入ドラム 缶等からの 抜油	処理物の卒業 判定、工程分 析
概略面積 m ²			920	710	230	250	65	29(1)、28(4)
PCB	A測定	2	12 (注)	12 (注)	—	—	5	—
	B測定	2	1	1	3	1	1	—
ダイオキシン類	B測定	2	2	2	2	2	2	—
塩素数別PCB	B測定	2	2	2	2	2	2 (注)	—
有機溶剤 (アセトン、ヘキサン)	A測定	2	—	—	—	—	—	6
	B測定	2	—	—	—	—	—	2

※表中の（注）は、夏期（8月）頃の年1回測定とする。

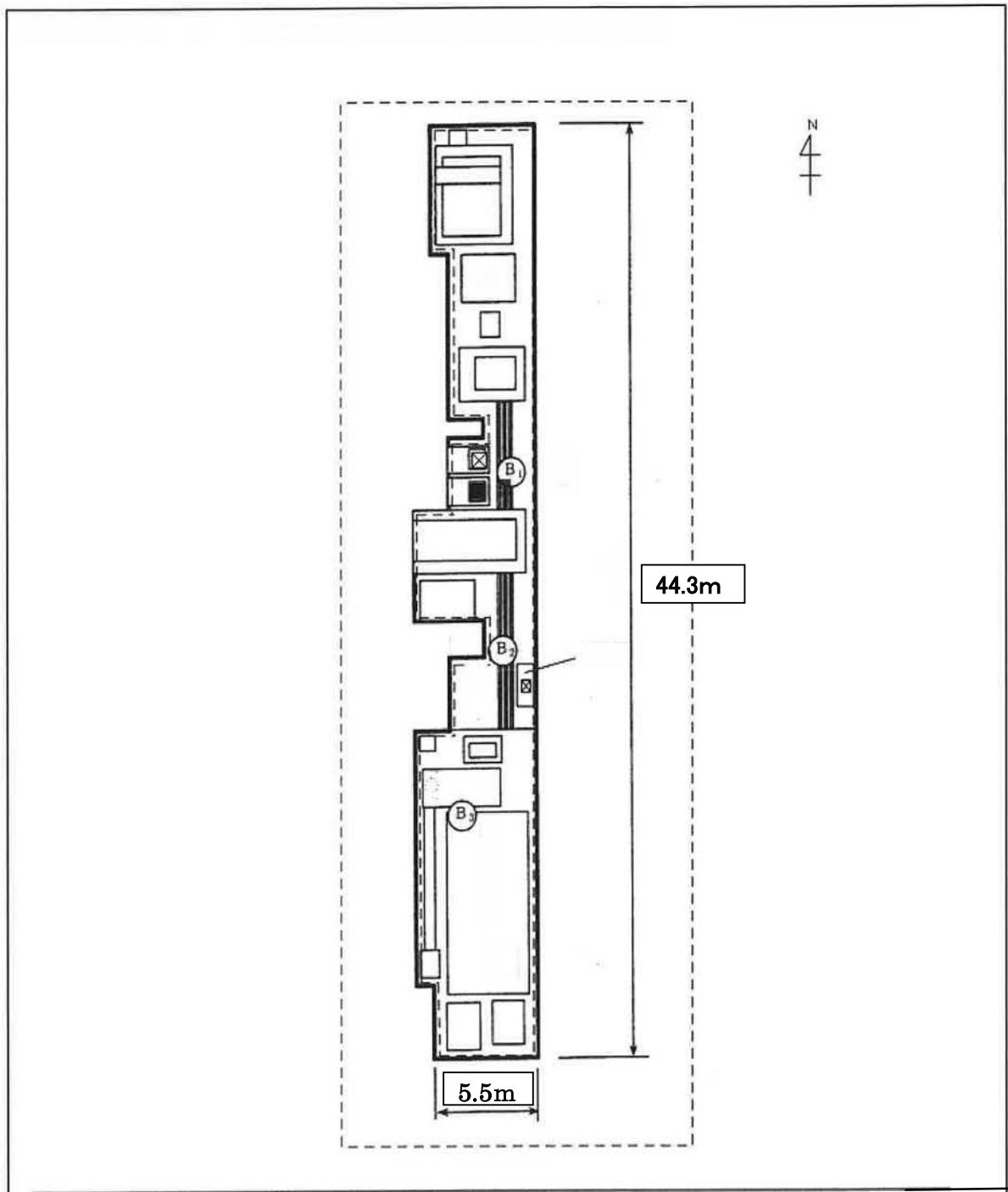
測定場所：①大型／車載トランス解体エリア



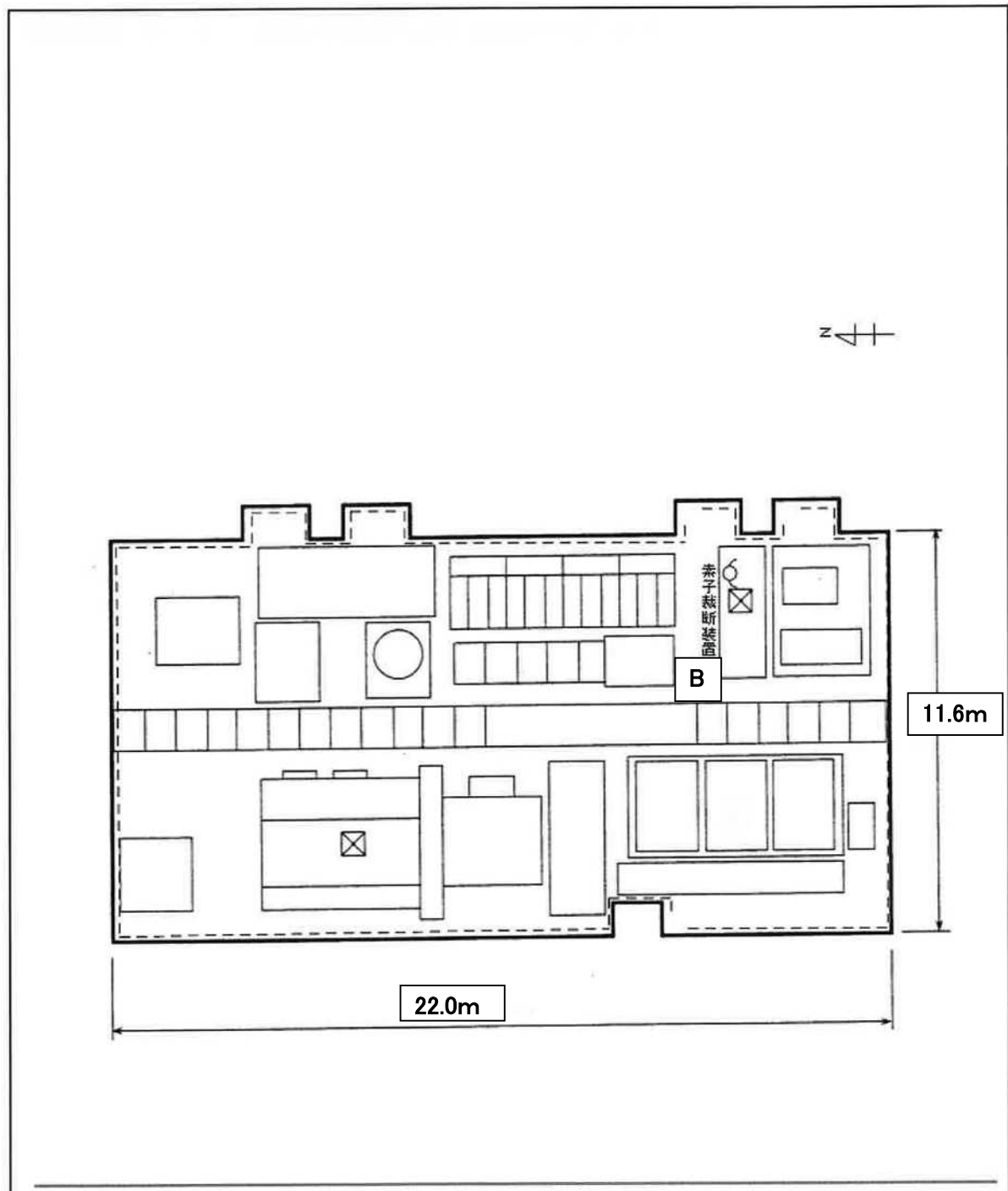
測定場所：②小型トランス解体エリア



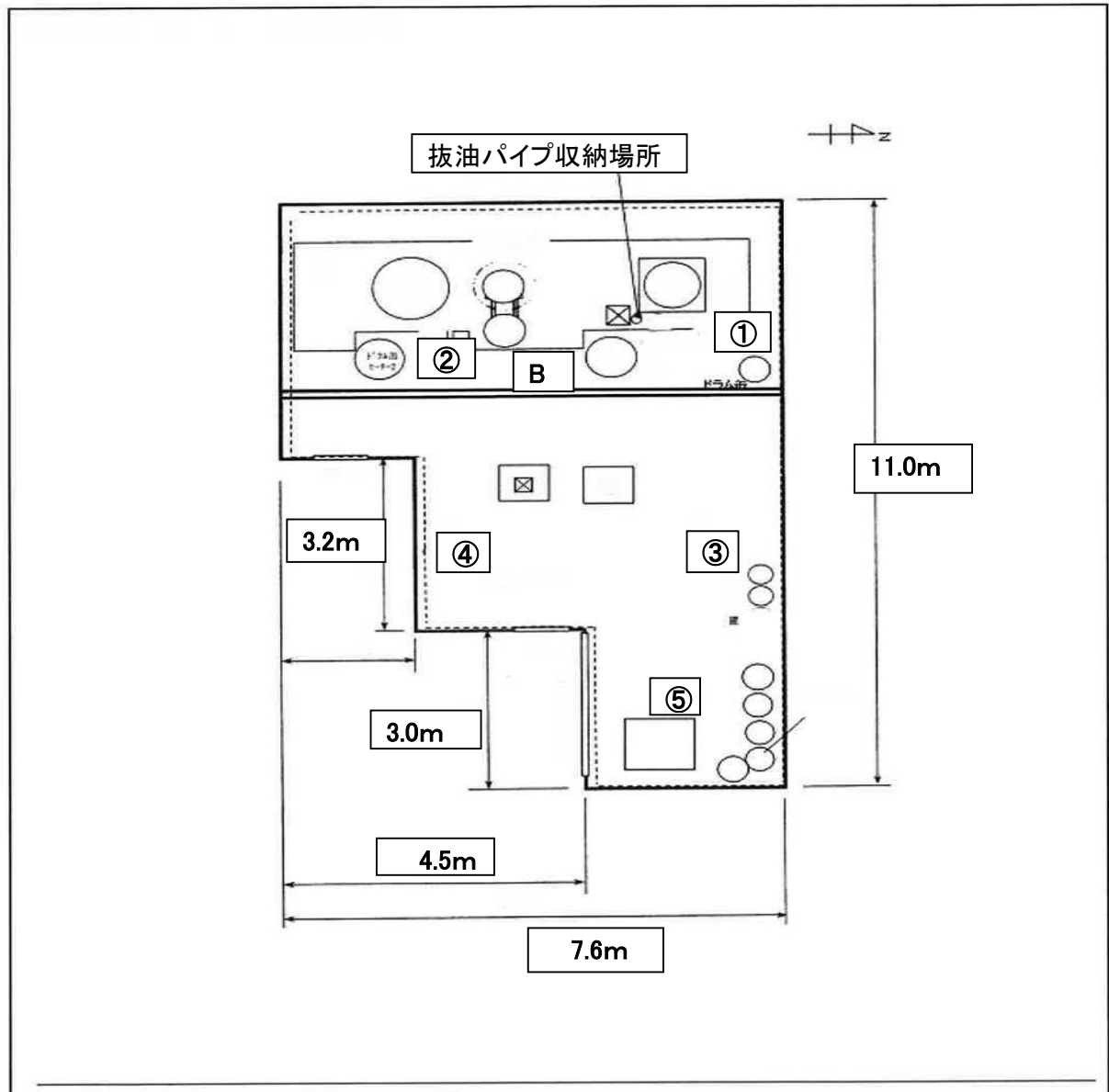
測定場所：③コンデンサ解体エリア 1 F



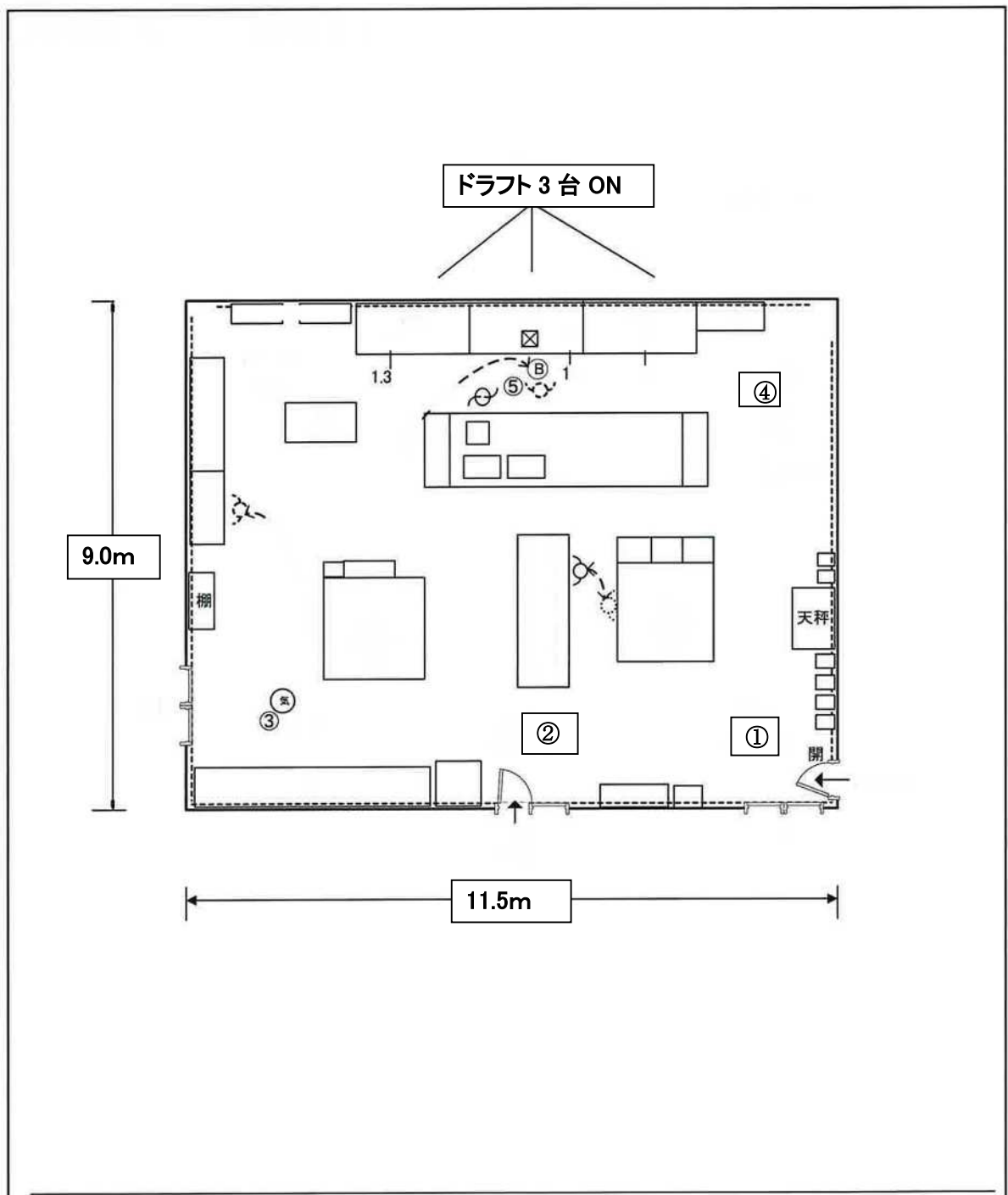
測定場所：④コンデンサ解体エリア 4 F



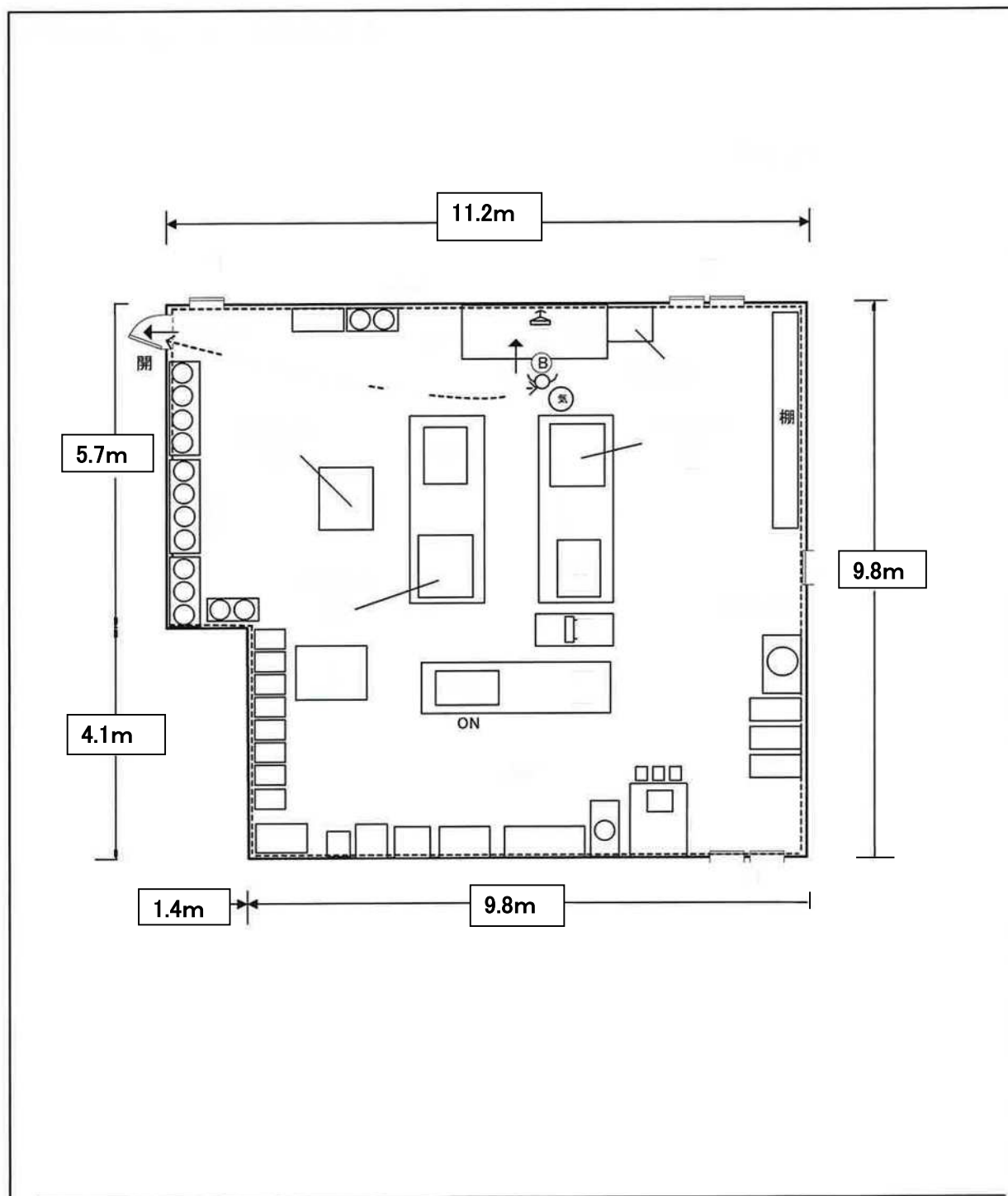
測定場所：⑤受入抜油室



測定場所：⑥分析室（１）



測定場所：⑦分析室（４）



イ 測定場所と検体数（その２）

		実施回数	蒸留エリア ３Ｆ階段踊り場	受入低濃度 ＰＣＢ制御盤前		
フロア			３Ｆ	２Ｆ	—	—
管理区域レベル			レベル１	レベル１	—	—
エリア内作業内容			点検作業	低濃度ＰＣＢ油 払出し	—	—
概略面積 m ²			220	315	—	—
ＰＣＢ	Ａ測定	—	—	—	—	—
	Ｂ測定	2	—	1	—	—
ダイオキシン類	Ｂ測定	2	2	2	—	—
塩素数別ＰＣＢ	Ｂ測定	—	—	—	—	—
有機溶剤 (アセトン、ヘキサン)	Ａ測定	—	—	—	—	—
	Ｂ測定	—	—	—	—	—

ウ 測定頻度

年２回

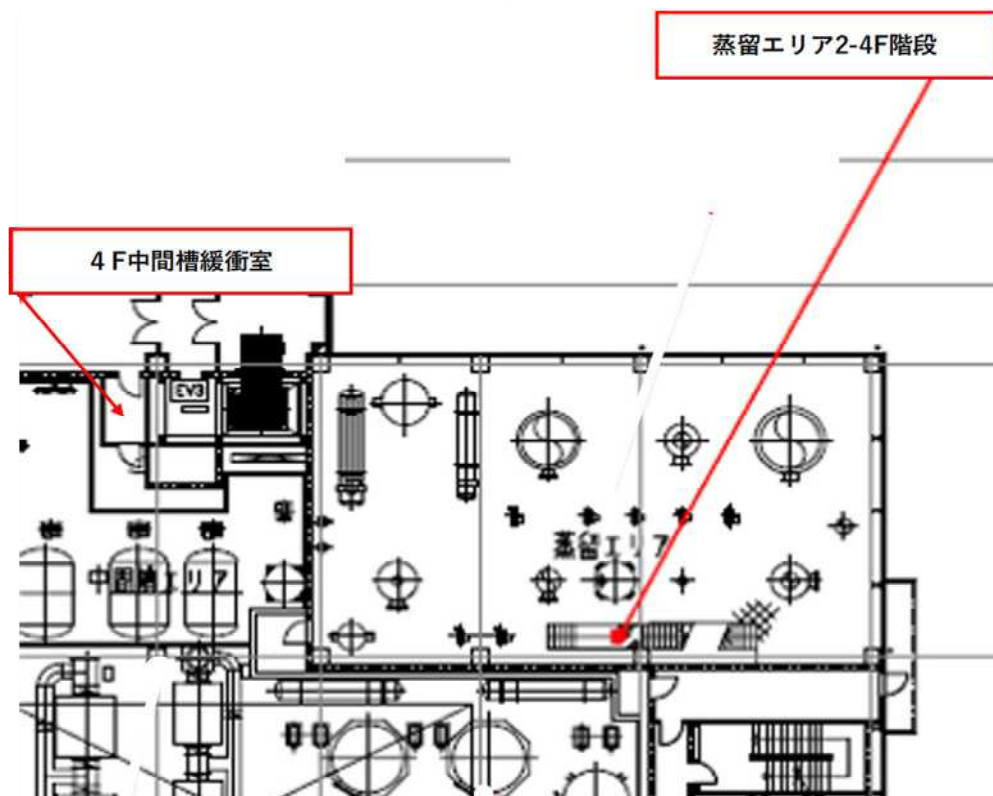
※ただし、表中の（注）は、夏期（８月）頃の年１回測定とする。

エ 分析方法

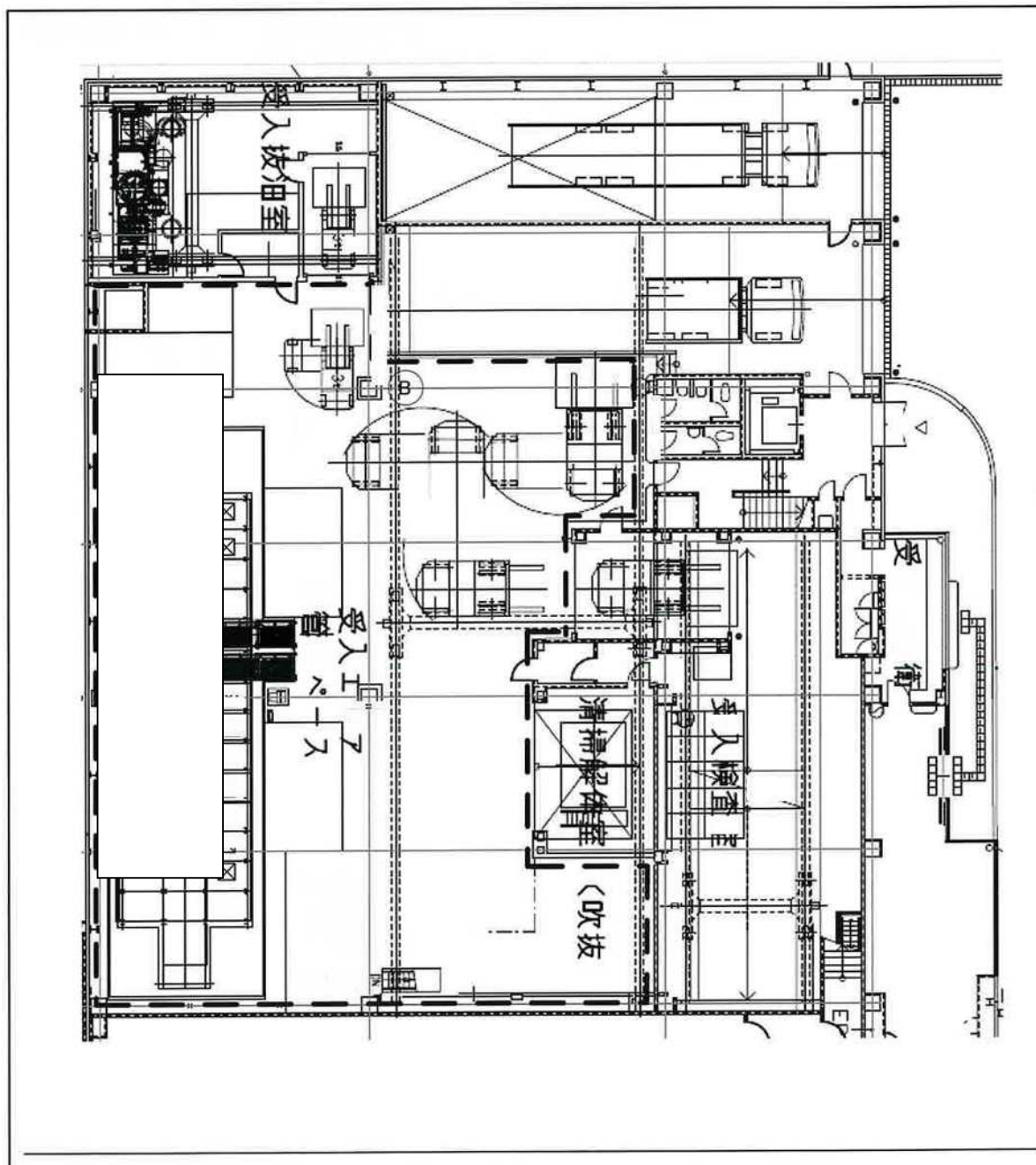
１）作業環境

- ・塩素化ビフェニル（別名ＰＣＢ）：作業環境測定ガイドブック３に準拠する方法
但し、定量限界は前処理、ＧＣ分析を工夫して0.001mg/m³まで確保すること
標準液は混合標準液を使用すること
- ・塩素数別ＰＣＢ（ガス状、粒子状を分別して測定）：環境庁環境保健部環境安全課
平成８年度化学物質分析法開発調査報告書（平成９年６月）記載の方法にクリーンアップスパイク、シリンジスパイクを添加した方法
- ・ダイオキシン類（ガス状、粒子状を分別して測定）：基発第４０１号別添の別紙１に定める方法
- ・有機溶剤（アセトン、ノルマルヘキサン）：作業環境測定ガイドブック５に示す方法
（ただし、検知管法を除く）

測定場所：①蒸留エリア 3 F 階段踊り場



測定場所：②受入低濃度P C B油制御盤前



5. 業務上の留意点

(1) 分析した結果については、委託者の求めに応じ、以下のとおり速報として報告すること。

ア 分析項目のうち、ダイオキシン類、塩素数別P C Bを除くもの
サンプリングから30日以内

イ ダイオキシン類、塩素数別P C B
サンプリングから60日以内

(2) 管理区域レベル3での作業は委託者が無償貸与する防護服、全面体マスク等を着用して実施すること。参考図を下に示す。

なお、管理区域レベル3で作業者が使用する靴下も委託者が無償貸与する。



(3) 捕集装置は被験空気導入部分以外が雰囲気空気に接触しないよう養生すること。さもないと捕集装置を持ち帰ることが出来なくなる。

6. 調査結果の整理

実績工程（業務期間全体の予定表）

分析調査結果について整理し、報告書（A4判）にとりまとめる。

報告書には、測定結果と標準液のクロマトグラフを付けること。

調査完了後、報告書等の提出物は調査担当技術者が持参して説明すること。

7. 成果品

報告書 2部

報告書原稿（電子データ） 1式

現場写真集 1式

実績工程（業務期間の全体工程表、作業日誌、計画／実績工数を記載） 1式

以上

業 務 共 通 仕 様 書

令和 6 年 2 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田 PCB 処理事業所

1. 適 用

本共通仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下発注者）が発注するプラント機械設備、自動制御設備等（以下設備等）の点検、調査、整備、ソフトウェア修正等、保全業務（以下業務）に係わる委託契約書（以下契約書）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 用語の定義

- （１）受託者とは、業務の実施に関し委託者と委託契約を締結した会社その他法人をいう。
- （２）監督員とは、委託者が選任しその役職及び氏名を受託者に通知した者をいい、主任監督員、監督員を総称していう。受託者には、主として監督員が対応する。
- （３）業務管理者とは、受託者が選任しその氏名、その他必要事項を委託者に通知した者をいう。
- （４）設計図書とは、完成図書、共通仕様書、特記仕様書（以下仕様書）、仕様書添付資料、現場説明書、現場説明書に対する質問回答書をいう。
- （５）完成図書とは、施設竣工時に作成された完成図（機器配置図、PID 等）、設備等の確定仕様書、取扱説明書等をいい、設備等の改修時に作成されたものを含む。
- （６）仕様書とは、各業務に共通する事項と特定の業務に関する明細及び技術的要求事項を定める図書をいう。
- （７）現場説明書とは、業務の入札参加者に対して委託者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。
- （８）質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して委託者が回答する書面をいう。
- （９）運転会社とは、施設の運転管理を委託者から受託した会社をいう。

3. 監 督 員

監督員は、次に掲げる権限を有する。

- （１）委託者の意図する業務を完了させるための、受託者または受託者の業務管理者に対する、業務に関する指示
- （２）契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出、または質問に対する承諾、または回答
- （３）契約の履行に関する受託者または受託者の業務管理者との協議
- （４）業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容の照合、その他、契約の履行状況の調査

4. 業務管理者

- （１）受託者は、業務管理者を選任し、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知し承諾を受けなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- （２）業務管理者は、契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びに、契約の解除に係わる権限を除き、契約に基づく一切の権限を履行することができる。

5. 関係法令等の遵守

- (1) 当社契約規定、契約細則を遵守する。
- (2) 業務の施行に当たり、以下の他該当する関係法令等に基づき、業務の円滑な進行を図る。
 - ・労働安全衛生法・令・規則、ボイラー則・クレーン則等安全規則
 - ・消防法・危険物関係諸法規、高圧ガス保安法・令・規則
 - ・環境関連諸法規（公害・廃棄物・建築リサイクル法他）
 - ・建築基準法・令・規則
 - ・電気事業法、電気工事士法、電気工事業法、電気用品安全法等

6. 業務関係図書

- (1) 以下の中より、必要な業務関係図書を特記仕様書に示す。
 - 1) 施行前
 - ・設計図書
 - ・施行計画書
 - ・作業要領書
 - ・技術資料（機器仕様書、計算書、図面等）
 - ・運転連絡票
 - ・工程表（契約全期間の作業予定期間と予定工数）
 - ・作業当日の作業届、火気使用許可証、酸素欠乏危険作業許可証
 - 2) 施行中
 - ・作業予定と作業実績の報告書（定例会で報告のこと）
 - 3) 完了後
 - ・完成図書
 - ・記録写真
 - ・検査報告書、検査記録
 - ・工程表（契約全期間の作業予定期間、予定工数とその実績）
- (2) 実施計画書
 - 1) 業務管理者は、契約の締結後 14 日以内に、契約書と設計図書に基づき実施計画書を作成し、監督員に提出して委託者の承諾を受けること。
 - 2) 実施計画書に記載された事項について重要な変更が生じた場合は、その都度、変更計画書を監督員に提出して委託者の承諾を受けること。
 - 3) 重要な変更とは、操業に影響する事項、酸欠作業、火気使用等の安全に関する事項、請負代金の変更に関する事項等をいう。

7. 貸与品等

- (1) 受託者は、業務に直接必要な什器、計測機器及び予備品等について委託者が所有するものを使用することができる。
- (2) 什器、計測機器等を使用する場合は、事前に運転会社と協議した上で監督員の承諾を得ること。
- (3) 予備品を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

- (4) 受託者は、貸与あるいは支給された什器、計測機器及び予備品等の必要がなくなった場合は直ちに返却すること。
- (5) 受託者は、什器、計測機器及び予備品等を丁寧に扱い紛失又は汚損してしてはならない。万一、紛失又は汚損した場合は、監督員に報告し対応方針について協議すること。

8. 発生材の処理

- (1) できるだけ処理場内で廃棄物を出さないように心がけること。（梱包材などの廃棄物となる物は持ち込まない。）
- (2) 廃棄物は必ず分別すること。やむなく二次汚染物となったものについては、監督員の指示に従い分別すること。
- (3) 活性炭マスク、インナー手袋、防護服及び防護服に付着している紙等を除き、施設内に設置しているゴミ箱には絶対に廃棄物を捨てないこと。このため、業務管理者は施設内でやむを得ず排出する廃棄物は責任を持ってビニル袋に集めること。（給気排気ダクトの前には絶対に置かないこと。）
- (4) 場外へ持ち出せるかどうかについて、監督員と協議すること。
- (5) 使用したウエスは使用毎（水の拭き取り、油の拭き取り等）に分別してビニル袋に集めて置くこと。
- (6) 施設内で工事等に使用するスプレー缶は必ず表面を養生テープ等で養生して使用すること。又業務終了後使用したスプレー缶は、つぶさず養生テープを剥がし、拭き取り検査をして合格を確認後、非汚染物として施設から持ち出すこと。

9. 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力すること。また受託者は、契約を履行するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うこと。
- (2) 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を監督員に報告すること。

10. PCB による健康被害等の防止

(1) 委託者による新規入場者教育

業務管理者は、新規入場者には必ず委託者が行う新規入場者教育を受講させること。新規入場者教育が必要な場合、受講者の所属及び氏名を事前に監督員に通知すること。受講終了者には「PCB 安全講習修了証」を発行する。有効期限は受講した年月日から翌年の年末までとし、期限切れについては再受講により「PCB 安全講習終了証」を更新する。入場の際には、必ず「PCB 安全講習修了証」を携帯すること。携帯していない者は業務管理者が受付まで出迎えること。

(2) PCB 漏えい対策

塔槽類、ポンプ等 PCB を取り扱う設備等の内部を開放する場合は、業務管理者と運転会社が作業開始前に予め定めた手順に従い、内部の PCB を洗浄等によりできる限り除去する。

この場合、監督員、運転会社、業務管理者等は立会いにより確認を行う。

(3) 適切な保護具の着用

- 1) 処理場内に入場する時は、活性炭マスク（アズワン(株)製 8-5327-01 丸ゴムタイプ又は同等品）を用意し、着用すること。
 - 2) フランジ割などの被液のおそれのある作業、活性炭交換などの粉塵飛散のおそれのある作業にあたっては必ず保護眼鏡（ゴーグル）を着用すること。
 - 3) 化学防護服を用いる際は、マイクロガード 2000P 或いはマイクロガード 2500P を使用すること。
 - 4) 局所排気が必要な作業にあたっては局所排気装置を考慮すること。
 - 5) その他、特記仕様書に示された保護具類を用意し、適正に使用すること。（保護マスク、保護メガネ、化学防護服、化学安全長靴、化学グローブ、インナー手袋など）
- (4) 管理区域レベル 3 で使用した工具等の持ち出し制限
- 管理区域レベル 3 に持ち込んだ工具類、保護具等は、PCB 汚染拡散防止のため、管理区域の外に持ち出すことができない。次回工事に使用できる物については、業務管理者が区域内で、監督員及び運転会社と協議の上作業に支障のない場所に保管場所を設置して保管することができる。廃棄する際は、実施計画書による承諾後、委託者負担で処理する。
- (5) 健康管理
- 1) 健康診断
 - ①PCB に係わる健康診断は、特定化学物質等障害予防規則（以下、特化則）に規定する内容を準用し、以下により実施しなければならない。
 - ②管理区域内で作業を行う全ての者を対象に実施すること。
 - ③健康診断の結果に基づき、特定化学物質等健康診断個人票を作成し、これを 5 年間保存すること。
 - 2) 緊急診断
 - ①万一、作業者が PCB に暴露した場合は、除染措置後速やかに緊急診断を行うこと。
 - ②緊急診断は、特化則に基づく緊急診断の規定を準用すること。
- 1 1. 安全衛生管理他一般遵守事項
- (1) 入構手続き等
 - 1) 構内での駐車と施設内への入場は、受付で必要な手続きをした後、監督員の指示に従うこと。
 - 2) 駐車スペースが限られるので、不足する駐車場は受託者が敷地外に適宜確保すること。
 - (2) 構内作業の実施時間

構内作業は、委託者の勤務時間内に行うものであるが、委託者が指示した場合はこの限りではない。
 - (3) 休日または夜間における構内作業

業務管理者は、契約履行の都合上、休日又は夜間に構内作業を行う必要がある場合は、予め監督員に承諾を得なければならない。
 - (4) 事前調査

業務の対象となる場所及び設備等を事前に現地現物で確認すること。

 - ・危険物、可燃物、化学薬品の有無と所在、窒素配管等の位置
 - ・電気ケーブルと電源操作の位置
 - ・プロセス、ユーティリティー等のバルブの位置
 - ・管理区域レベルの確認と保護具の選定

- ・資機材保管スペース、仮設置スペースの確保
- ・資機材等の梱包を開梱するスペースの確保
- ・搬入出経路の確保

(5) 安全審査会への参加義務

- 1) 高所作業、火気使用作業、酸素欠乏危険作業、漏液リスクのある作業がある場合、及び発注者が特別に指示した場合、発注者が開催する安全審査会に出席すること。
- 2) 安全審査会で、当該作業の詳細を説明して、発注者の承諾を得て、現場作業に着手すること。

(6) 火気の取り扱い

- 1) 現場作業に際し、直接火気（溶接、溶断、バーナー、グラインダー、電熱器等の裸火、火花、赤熱体を直接発する道具）を使用しないことを原則とする。但し直接火気の使用が必須である場合、業務管理者は事前に当該作業について監督員の許可を受け、「火気使用許可証」の交付を受けること。「火気使用許可証」は現場に掲示すること。
- 2) 直接火気を使用する場合には使用範囲を耐火シートで囲うこと。特に溶接作業等については隙間等に火花が入り込むことのないように、しっかりと養生すること。
- 3) 消火器、水バケツ等安全審査会で指定した消火設備を設置すること。
- 4) 火気使用作業を行う場合には監視人を配置すること。
- 5) 火気使用完了の2時間後まで監視した後、「火気使用許可証」を返却すること。

(7) 高所作業

- 1) 高さ2 m以上の場合は安全帯を使用すること。但し受託者でこれ以下に基準を定めている場合には、それに従うこと。
- 2) 原則として足場を設置し、かつ安全帯等を使用すること。但し足場を設けることが著しく困難な場合は、防網（安全ネット）を張るなど必要な転落防止措置を施すこと。
- 3) 下方の危険区域に表示及び縄張りを行うか若しくは監視人を置くこと。

(8) 酸素欠乏危険作業の安全管理

- 1) 入槽作業等の酸素欠乏危険作業を行う場合は、作業着手前に窒素配管、水配管、プロセス配管等有害な液や気体の浸入を遮断するために、閉止板を取り付けるとともに弁等には「操作禁止」の標示をすること。
- 2) 業務管理者は、事前に当該作業について監督員の許可を受け、「酸素欠乏危険作業許可証」の交付を受けること。「酸素欠乏危険作業許可証」は現場に掲示すること。
- 3) 入槽作業等に当たっては、監督員立会いの上、法定作業主任者が酸素濃度の計測を行い、作業環境の安全確認と監視をすること。
- 4) 酸素濃度の確認は、作業開始前（休憩を入れる場合は休憩後の作業開始前を含む）に実施すること。また換気が不十分な場合は、空気呼吸器等を着用すること。
- 5) 当施設内の設備には窒素を流している装置が数多くあるので、それらの装置の点検や改修を行う場合には携帯用酸素濃度計を使用すること。

(9) 設備等の操作の禁止

- 1) 当施設における設備等の操作は、すべて運転会社が行うので、操作が必要な場合は運転会社と協議の上、運転連絡票を作成して監督員に提出すること。尚受託者による操作が必要な場合も、同様の手続きをすること。

2) 操作したバルブ、スイッチ類に操作禁止標示をすること。

(10) 設備等の開放作業時の安全管理

設備等を開放して作業をする場合は、運転連絡票で実施依頼を行ったバルブの閉止、電源の遮断が確実に実施された事を確認した上で、操作禁止の標示を行い、液体や気体の流出を防止するための閉止板を取り付ける等安全対策が施されていること。

(11) 臨機の措置

- 1) 業務管理者は、災害防止等のため必要があると認められる場合は、臨機の措置をとること。
- 2) 臨機の措置をとった場合は、その内容を直ちに監督員に報告すること。
- 3) 業務管理者は、天災等により契約目的物の品質及び業務期間の遵守に重大な影響があると認められる場合は、臨機の措置を取ること。
- 4) 業務管理者は、契約の履行中に施設、設備等に異常が発生し又は発生が予想される場合は速やかに監督員に報告すること。ただし緊急を要する場合は、保全対応を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督員に報告すると共に、原因調査をすること。

(12) 関連業務の調整

- 1) 業務管理者は、本契約とは別に委託者が発注する業務等の関係者と相互に協力して、契約を履行しなければならない。
- 2) 同一エリアで上下同時作業がある場合は業務時間を調整し、同時作業を回避すること。

1.2. 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託してはならない。
業務遂行上再委託が必要な場合は、委託者に申請し、承諾を得ること。

1.3. 監督員の立会及び作業記録の整備等

- (1) 受託者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む）を受けて使用するべきものと指定された物品については、当該検査に合格したものを使用すること。
- (2) 受託者は、設計図書において監督員の立会いの上、作業するものと指定された作業箇所は当該立会いを受けて施工すること。
- (3) 受託者は、設計図書において写真等の記録を整備するものと指定した物品、又は作業をするときは、写真等の記録を整備し提出すること。

1.4. 完了検査及び引き渡し

- (1) 受託者は、業務を終了したときにその旨を通知すること。
- (2) 実施計画書で定めた時期に、業務対象設備等の試運転あるいは単体性能試験を実施して、所定の機能が確保されていることを確認すること。
- (3) 検査は、通知を受けた日から14日以内に受託者立会いの上、契約書、設計図書、受託者が提出した完了時提出図書等に基づいて行うものとする。
- (4) 受託者は、検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けること。
- (5) 検査に合格した後、受託者が業務目的物の引渡しを申し出た場合は、委託者は直ちに引き渡しを受けること。

1 5．設計図書の変更

業務の契約後、設計内容に疑義または変更が生じた場合は、委託者または受託者の発議による協議の上、設計図書の内容変更を行う。

1 6．業務期間の変更

業務期間の変更は、委託者の契約細則に則り委託者と受託者で協議して定める。

1 7．業務委託料の変更等

業務委託料の変更は、委託者の契約細則に則り委託者と受託者で協議して定める。

1 8．業務の一時中止

委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

1 9．危険及び損害負担の措置

委託者と受託者の損害負担は、委託者の契約細則に則り定める。

2 0．かし担保

- (1) 委託者は、業務目的物にかしがある場合は、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに、損害の補償を請求することができる。
- (2) かしの修補または損害の請求は、業務目的物の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。

以 上

Rev.4：令和6年2月15日

Rev.3：令和6年1月15日

Rev.2：令和5年2月10日

Rev.1：令和元年10月1日

初版：令和元年7月1日

現 場 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所

業 務 名 豊田 PCB 廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和 7 年度
業務場所 愛知県豊田市細谷町 3 丁目 1 番地 1
業務期間 令和 7 年 8 月 8 日～令和 8 年 3 月 31 日

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約仕様書等と同様の効力を有するものとする。

1. 「入札者（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行う。
2. 質問回答事項

質問回答は、「入札者（見積）者に対する指示書」添付質問・回答書 により行う。

【競争参加資格に関するもの】

（1）質問書提出期間

自 令和 7 年 6 月 5 日（木）

至 令和 7 年 6 月 12 日（木）

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時までとする。

送付（FAX 及び Web メールも可。但し JESCO に着信を確認のこと。また正本を後日に提出のこと。）による場合も末日の午後 4 時必着とする。

（2）質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田 PCB 処理事業所 総務課

（3）質問書に対する回答閲覧期間

自 令和 7 年 6 月 16 日（月）

至 令和 7 年 6 月 19 日（木）

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時までとする。

（4）回答閲覧場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田 PCB 処理事業所

質問者には FAX 若しくは Web メールにて連絡する。

【発注内容に関するもの】

（1）質問書提出期間

自 令和 7 年 7 月 10 日（木）

至 令和 7 年 7 月 17 日（木）

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時までとする。

送付（FAX 及び Web メールも可。但し JESCO に着信を確認のこと。また正本を後日に提出のこと。）による場合も末日の午後 4 時必着とする。

（２）質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田 PCB 処理事業所 総務課

（３）質問書に対する回答閲覧期間

自 令和 7 年 7 月 23 日（水）

至 令和 7 年 7 月 25 日（金）

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時までとする。

（４）回答閲覧場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田 PCB 処理事業所

競争参加資格・有資格者には FAX 若しくは Web メールにて連絡する。

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は別添様式第 3 号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社へ届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第 1 号－1 の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第 1 号－2 及び第 2 号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第11号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
- 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第10号により申し込むこととする。
- 2 落札者の決定方法
 - ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
 - ② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
 - ③ 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 3 前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
- 4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。
- 5 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。
- 6 前号の再度の入札の結果、落札者がいないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後14日以内に契約金額内訳書を提出すること。
- 4 別添様式第6号の着手届及び別添様式第4号の業務管理者届をそれぞれ提出すること。

と。

- 5 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第5号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、別添様式第7号の完了届を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、会社の検査に合格したときは、別添様式第8号の引渡書を提出すること。
- 3 完了代金は、別添様式第9号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはいできない。

(様式第1号－1)

委 任 状

私は、(会社名 _____)、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札（見積）に関すること。

代 理 人 _____ 印 _____

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ 印 _____

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号－2)

委 任 状

私は、（支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

- 委任事項 一 入札（見積）に関すること。
二 復代理人を選任すること。
三 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)

委 任 状

私は、(支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札（見積）に関すること。

復 代 理 人 _____ 印 _____

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 理 人 _____ 印 _____

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

業 務 名 _____

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

業務名	入札（見積）書
令和 年 月 日	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所長 石垣 喜代志 殿	
入札者の名称	
社名等	

（裏面）

印
印
印

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業 務 管 理 者 届

業 務 名 _____

標記の業務について、（氏名 _____）を業務管理者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

(様式第4号－1)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

(様式第 5 号)

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第 5 条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など）：

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

着 手 届

業 務 名

標記の業務について、令和 年 月 日着手しますので、
お届けします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

完 了 届

業 務 名

標記の業務について、令和 年 月 日（一部）完了しましたので、お届けします。

(様式第8号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

引 渡 書

業 務 名 _____

標記業務について、令和 年 月 日に
一部完了 完了 検査に合格いたしましたので、これを
お引き渡し致します。

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 印
(※適格請求書発行事業者登録：無・No. T)

代金支払請求書

業 務 名

上記の業務については、令和 年 月 日に引渡しが完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 円
(内消費税 10% の金額 金 円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関

支店名

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

(様式第 10 号)

開札立会申込書

業 務 名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1 中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田PCB処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 愛知県豊田市細谷町 3 丁目 1
中間貯蔵・環境安全事業(株) 豊田 PCB 処理事業所 総務課
FAX:0565-24-0543 電話 0565-25-3110
提出方法 持参、郵送又は F A X

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

業 務 名

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書			
業務名			
会社名		印	
担当者名		印	
質問番号	仕様書頁	質 問	回 答

1. 質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
2. 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田PCB処理事業所長 石垣 喜代志 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年6月5日付で公告のありました「豊田PCB廃棄物処理施設 作業環境測定業務 令和7年度」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書4の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 会社概要（パンフレット等）
2. 直近3ヵ年度分の財務諸表（複写可）
3. 全省庁統一資格（令和7・8・9年度）審査結果通知書

以上

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

※（参考までにお知らせください） 適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号[有]（T

（登録済の場合はTで始まる登録番号を入力）。

[無]

（無しの場合は[有]に取り消し線を入力）